最近の生物多様性に関する動向 及び「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」 フォローアップ調査結果(2020 年度)について

2021年9月21日 日本製紙連合会

A. 経緯

1. 国際的な動き

(生物多様性条約)

・ 1992年6月

地球規模での自然環境問題が深刻さを増す中、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議(UNCED)」においては、「持続可能な開発(Sustainable Development)」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組み条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。

(愛知日標)

・ 2010年10月

名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」においては、名古屋プロトコルが採択され、**愛知目標「2020 年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」(5 つの戦略目標と 20 の個別目標)が定められた**。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。

2. 日本国内官民の動き

(国レベル)

・ 2012年9月

国際的な動きを踏まえ、政府は、1995年に策定した生物多様性国家戦略を見直し、第5次の生物多様性国家戦略 2012-2020 を策定の上、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略及び愛知目標の達成に向けたロードマップを示した。

・ 2021年7月

環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2050年での「自然との共生の実現」に向けた今後 10年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられた。

(民間レベル)

· 2009年3月

日本経済団体連合会が**経団連生物多様性宣言**を行い、生物多様性に関する 企業の自主的取り組みの推進を促した。

・ 2018年10月

日本経済団体連合会は、新たに経営トップのリーダーシップの重要性や環境統合型経営の推進などを加えた経団連生物多様性宣言の改定を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した事業活動の展開を目指している。

・ 2020年11月

環境省と日本経済団体連合会が「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、ビジネス活動を通じた生物多様性保全への貢献について、官民共同で国内外に発信していくことが確認され、COP15 で採択される世界目標に貢献する事例の PR を目的に、現時点で、製紙関連企業も含め、約50社強の企業から事例提供を受けている。

3. 製紙産業の取り組み

(行動指針)

・ 2014年6月

多くの動植物が生息する森林は生物多様性保全の核であり、その森林を原料の源とする製紙産業は生物多様性と密接に関連している。このため、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。このため、日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の策定を行った。

(フォローアップ調査)

・ 2015年より毎年実施(今回は2021年8月に実施)

上記行動指針に基づく会員企業の生物多様性保全の取り組みのより一層の

推進を図るため、日本製紙連合会は、2015 年度より前年度の実施状況をフォローアップ調査開始し、今回 2021 年度の第7回調査については、日本製紙連合会の会員企業31 社中26 社から回答を得た。(B. にて報告)。

(その他)

・ 2021年3月

日本製紙連合会は、この行動指針とフォローアップ調査をベースに、将来に向けた取組方針と活動概要を日本経済団体連合会へ提出(資料 No.4-2ご参照)の上、**経団連「生物多様性宣言・行動指針」に賛同表明**を行った。この賛同表明では、賛同を行った他団体と比べ、製紙産業の資源の源が森林にあり、生物多様性との接点が大きいことから、生物多様性保全に積極的に貢献し、かつ 貢献していく責務があることをクローズアップした。

(注) 賛同表明とは、企業・団体が、「ロゴ」、「将来に向けた取組方針」及び活動概要等「具体的取組事例」を経団連自然保護協議会へ提出の上、経団連「生物多様性宣言・行動指針」に賛同を表明すること。

B. 調査結果の概要

注) 集計結果本体は、資料 No.4-3

1. 企業体制

- ・経営方針に生物多様性の保全を明示している会員企業は、26 社中20 社と8 割近い会員企業が取り組んでいる。具体的には、「生物多様性及び生態系の保護に配慮した企業活動を展開し地球規模での環境保全に取り組み、持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して貢献します。」等の表現がある。明示していない理由としては、原料のほとんどが古紙であるため、生物多様性との関連について表現しにくいといったこと等が挙げられている。(P1問1-1:頁番号及び問番号は、集計結果本体の番号。以下同じ)
- ・生物多様性の保全を担当する責任者を明確に指名している会員企業は26社中13社と、半数の会員企業が指名している。責任者には環境や技術担当の取締役クラスが多くなっている。指名していない理由としては、生物多様性に関連する部署が多岐にわたっているため特定の者を指名しにくいといったこと等が挙げられている。違法伐採対策モニタリング事業を実施している企業に

は全て違法伐採対策の責任者が明確に指名されており、今後何らかの問題が発生した場合に会社としての的確なリスク管理が行えるようにするためにも、 責任者を指名することが望まれる。(P5 問 1-3)

- ・日本製紙連合会の「環境行動計画」に基づいて、CO2の排出削減、古紙利用率の向上等リサイクルの推進、産業廃棄物の削減等地球環境問題に積極的に取り組むことにより生物多様性に対する影響の低減に努めるとともに、生物多様性の保全に資する地域活動に積極的にかかわるよう努めている会員企業は、26 社中25 社とほぼ全ての会員企業で取り組まれている。新規の取り組みとしては、地元の市、金融機関、関連企業とのカーボンニュートラル協議会の設立、「気候変動、循環経済、自然共生」の環境課題に係る中・長期計画の策定、新聞社が回収した古紙を直接買い受けるシステムの導入、県から譲渡された絶滅危惧 I A 類の希少淡水魚カワバタモロコの稚魚を工場内で繁殖させ放流する活動などが報告された。(P7 問 1-5)
- ・生物多様性の保全に係る NGO 等のステークホルダーと積極的な意見交換等を行っている会員企業は、26 社中20 社であり、8 割近い会員企業が取り組んでいる。新規の取り組みとしては、西表島の国有林において森林管理署と外来植物の駆除などの森林保全活動を行う協定を締結し、地元 NPO 法人の知見を活かしながら外来植物アメリカハマグルマの駆除活動を実施している等の取り組みが報告された。実施していない理由としては、事業との直接的な結びつきが弱いためステークホルダーについての情報が少ない、あるいは実施する体制が整っていないといったこと等が挙げられている。
 (P23 問 1-6)
- ・生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書等で情報公開している会員企業は、26 社中21 社と8割の会員企業が実施している。また親会社のホームページに掲載してもらっている場合や、環境セミナーでPRしているケースもある。実施していない理由としては、環境活動全般としての取り組みは行っているが生物多様性に特化した活動は難しいこと等が挙げられている。(P26 問 1-8)

2. 持続可能な森林経営

・自社有林の管理経営計画において生物多様性の保全を明確に位置付けている 会員企業は、13 社中 11 社と自社有林を保有している会員企業のほとんどが実 施している。具体的には、「生物多様性、地球環境等に配慮した森林管理の実践」等の表現で管理経営計画に位置付けられている。(P28 問 2·1)

- ・海外植林の実施にあたって FAO の指針に基づき、河畔林の保護、保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な植栽樹種の選択等生物多様性に配慮した森林施業を実施している会員企業は、13 社中8社となっている。このうち、河畔林の保護が7社、保護樹帯の確保が7社、保護価値の高い森林生態系の保全が8社、適切な植栽樹種が7社となっている。その他の取り組みとしては、地元住民の雇用の確保や労働者への環境教育の実施、林内居住者の住環境の整備などの取り組みが報告されている。(P30 問 2-3)
- ・自社有林について FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証の積極的な取得を実施 している会員企業は 13 社中 8 社となっている。取得していない理由としては、 自社有林で木材生産をほとんど行っていないため森林認証を取得するメリッ トが少ないこと等が挙げられている。(P35 問 2-5)
- ・自社有林の管理・経営方針の策定にあたって環境 NGO 等のステークホルダーとの意見交換を実施している会員企業は、13 社中 9 社 と自社有林を保有している会員企業の7割程度が実施している。ステークホルダーとしては、行政、地域住民、大学の研究者、環境 NGO 等となっている。実施していない理由としては、実施する体制が整備されていないこと、社有林が小規模で伐採等の施業も行っていないこと等が挙げられている。(P36 問 2-7)
- ・自社有林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックするエコシステム・マネージメントを実施している会員企業は、13 社中 10 社 と8割近い企業が実施している。具体例としては、森林内の動物相、植物相、水資源についての広範囲なモニタリング調査結果を公の研究機関や大学とも共有し、保護活動の基礎情報として役立てている取り組みや、施業の前後に周囲の保護林内の動植物への影響が出ていないか毎月専門業者によるモニタリングを実施している例などが報告されている。(P38 問 2-9)

3. 責任ある原料調達

・原料調達方針に生物多様性の保全を明記している会員企業は、26 社中 21 社

と8割の企業が取り組んでいる。明示していない理由としては、原料の大部分 あるいは全てを古紙で賄っていること、ISO 14001の使用材料許可規定で環境 に配慮した商品を購入すること等を定めることで代替していること等が挙げ られている。(P40 問 3-1)

- ・「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、**違法伐採の**根絶を通じて生物多様性の保全を図るように努めている会員企業は、26 社中23 社と 9 割近い企業で実施されている。実施されていない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。(P43 問 3-3)
- ・サプライヤーがその合法性や生物多様性の保全など持続可能性の確保に取り組んでいることを確認するため、トレーサビリティレポートを入手するなど、木材原料のトレーサビリティの確保に取り組んでいる会員企業は、26 社中 19社となっている。具体的には、違法伐採木材は取り扱わないという誓約書及び伐採地域、樹種、数量等を記載したトレーサビリティレポートの提出、伐採現地の確認等を行っている。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。(P47 問 3-5)
- ・FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した木材原料の調達拡大に取り組んでいる会員企業は、26 社中24 社と9割以上の企業で取り組んでいる。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていることが挙げられている。

(P50 問 3-7)

・責任ある原料調達の信頼性、透明性を確保するため、**関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、実施状況の情報公開等に取り組んでいる会員企業**は、26 社中26 社と全ての企業が取り組んでいる。このうち、関連書類の 5 年以上の保管が26 社、内部監査や第三者監査の実施が25 社、実施状況の情報公開が19 社となっている。このような取り組みは、違法伐採対策や森林認証の取得に伴って実施されているケースがほとんどである。(P52 問 3-9)

4. 社会的な環境貢献活動

・自社有林等の自然資本を活用して生物多様性の保全に資する CSR 活動に取り

組んでいる会員企業は、26 社中13 社と半数になっている。具体的には、シマフクロウ、シラネアオイ、イトウ、ヤイロチョウなどの絶滅危惧種等貴重な野生生物や生態系の保護活動(シマフクロウ生息地保全活動については「令和2年度北海道生物多様性保全実践活動賞」受賞)、国や県の絶滅危惧種が生存するビオトープの保全を通じた関係者への環境教育の実施、河川の源流地となっている社有林に源流碑を建立し地元NPOが主催する源流碑開きに参加、ホタルや赤とんぼの保護保全活動への協力などが報告されている。実施していない理由としては、自社有林等の自然資本を有していないことが挙げられている。(P58 問 4-1)

- ・生物多様性の豊かな里地・里山の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、26 社中 12 社となっている。具体的には、放置された広葉樹二次林の活用が5社、林地残材や竹材、虫害材の活用が9社、バイオマス資源の活用が12 社となっている。実施していない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること、こうした活動を行う自社有林を有していないこと等が挙げられている。(P60 問 4-3)
- ・生物多様性の保全に関して地域社会との連携を図るため、**製紙工場の緑化、** 工場見学の実施、環境講演会の実施等に取り組んでいる会員企業は、26 社中 24 社 と 9 割以上の企業が実施している。具体的には、製紙工場の緑化が20 社、工場見学の実施が24 社、環境講演会の実施が12 社となっている。その他に排水を流している川の清掃活動等を実施している。(P63 問 4-5)

5. 対外的な連携の強化

- ・民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力している会員企業は、26 社中 13 社となっている。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ」、「森の町内会」、「企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」、「六渡寺海岸清掃ボランティア」、「生物多様性ちば企業ネットワーク」、「NPO 法人・たつの赤とんぼを増やそう会」等へ参加している。(P69 問 5-1)
- ・生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力している会員企業は、3割の 26 社中 8 社となっている。具体的には、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ、ユネスコの活動、WWF の活動等に参加している。協力していない理由としては、国際的な活動に参加するだけの資金的、人的余

<u>裕がない</u>こと等が挙げられている。 (P71 問 5-3)

・生物多様性保全のための国や都道府県の行政施策に積極的に協力している会 員企業は 26 社中 15 社 となっている。具体的には、「森林生態系生物多様性基 礎調査 (林野庁)」へのフィールド提供、国立公園における高山植物保護対策 への協力、「国民が支える森林づくり運動」が展開する間伐紙の生産・販売へ の協力等となっている。(P72 問 5-5)

C. 調査の総括・評価

- 1. 本調査も 7 回目となり、項目ごとにばらつきはあるが生物多様性保全に関する取り組みは総じて定着しつつある。
- 2. 2020 年度においては、「経営方針への生物多様性保全の概念の明示」や「生物多様性の保全に係るステークホルダーとの意見交換の実施」、「自社有林等の自然資本を活用した生物多様性の保全に資する CSR 活動の実施」など**多くの項目で取り組む企業が増加した**。
- 3. 一方で**原材料が古紙 100%**のためチップやパルプなどの木材資源を使用していない場合や、**社有林を所有していない**ため希少な野生生物の保護等の取り組みができない場合など**生物多様性の保全に取り組む機会に差があるため、こうした企業については取り組み件数が低い事情がある**。
- 4. 本調査にあたっては、各社とも生物多様性の専任の担当者が配置されているわけではないので、自社の取り組みを全て把握し、生物多様性との関連を分析しかつ理解して報告することは困難を伴うため、引き続き製紙連合会事務局も製紙産業の SDGs への貢献や ESG 投資対応の観点からも、国内外の動きに関する情報共有や有識者の講演会・勉強会の開催をすることにより、各社の生物多様性の保全の取り組みが推進されるよう支援していきたい。

D. 今後の生物多様性に関する社会的関心の高まりと連合会の対応

1. 愛知目標の評価

2010 年の COP10 で採択された、2020 年を目標年とした「愛知目標」であるが、目標年でのその達成度はあまり芳しくなく、国連生物多様性条約事務局が2020年9月に纏めた最終評価は、ほとんどの目標に進捗が見られたものの、完全に達成したものはないというものであった。

(注) 20 の個別目標のうち、部分的に達成した目標は6つで残りは未達成

2. 国際的な動き

・ 2020年4月

SBT for Nature (Science Based Targets for Nature) が設立され、2020 年9月に、目標や指標を設定するにあたっての考え方を整理したガイドラインが公表された。

・ 2021年6月

TNFD (Task force on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース))が発足し、自然関連リスクについて、報告・対応するための枠組みを構築している。

(注) これら二つは、気候変動の領域での、TCFD(Task force on Climate-related Financial Disclosures(気候関連財務情報開示タスクフォース))と SBT (Science Based Targets)にならい、生物多様性の領域での情報開示・目標設定を目指すものであり、地球温暖化対策がたどってきた動きと同様の動きと考えられる。

3. ポスト 2020 目標

愛知目標の後継となる「ポスト 2020 目標」については、2022 年 4-5 月に開催 予定の国連生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において決定される 予定である。

日本製紙連合会としては、COP15 の結果、及びそれに伴う「生物多様性宣言行動指針」への経団連の改定対応を踏まえ、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の改定を検討することとしたい。

以上